

漁村整備事業（漁業集落排水施設整備事業）＜機能保全対策＞

漁業集落排水施設整備事業とは、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等処理する施設整備事業のことです。
施設の設備の老朽化に対応するため、計画的な設備更新を行い、今後も安定して排水処理を続けられるようにします。

太良町本土地区（竹崎地区）（佐賀県太良町）
事業実施期間：令和8～11年度



位置図



凡例

過年度実施



当該年度実施



次年度以降実施



※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもあります。